

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合の職員の旅費に関する条例

平成54年6月21日

組 合 条 例 第 7 号

改正 平成17年3月25日組合条例第79号

(準用規定)

第1条 本組合の職員の旅費に関する条例については美咲町職員の旅費に関する条例(平成17年美咲町条例第7号)を準用する。

附 則(昭和54年6月21日組合条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日組合条例第79号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年3月22日から適用する。